

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年10月21日（月）15時15分～16時00分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部教授

<関係省庁>

宇賀神 知則	環境省	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	室長
根上 泰子	環境省	自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室	室長補佐

<自治体等>

俵 輝孝	対馬市	副市長
平川 純也	対馬市	農林水産部 部長
田中 浩二	対馬市	農林水産部農林しいたけ課 課長
糸瀬 真太郎	対馬市	農林水産部農林しいたけ課 副参事 兼 係長

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
佐藤 弘毅	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 ニホンジカの生息頭数適正化に向けた学術研究の規制緩和
- 3 閉会

○水野参事官 それでは、お時間になりましたので本日の国家戦略ワーキンググループヒ

アリングを開始したいと思います。

本日の議題は「ニホンジカの生息頭数適正化に向けた学術研究の規制緩和」ということで、対馬市様はオンラインで、環境省様は会場にて御出席をいただいております。

本日の資料ですが、対馬市様、環境省様から御提出いただいております。本日の議事も含めて公開予定としております。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を対馬市様のほうから5分程度、環境省様のほうから5分程度で行っていただき、その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「ニホンジカの生息頭数適正化に向けた学術研究の規制緩和」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

本日は、御参加いただきましてありがとうございます。

早速ではございますけれども、対馬市から御説明をお願いいたします。

○糸瀬副参事兼係長 長崎県対馬市役所農林水産部農林しいたけ課の糸瀬です。

冒頭、うちの副市長のほうから挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○俵副市長 こんにちは。対馬市の副市長をしております俵と言います。よろしくお願い致します。

対馬市においては、長崎県指定の天然記念物であったことから、これまでツシマジカをニホンジカの固有の亜種として保護してきました。その結果、個体数が徐々に増加し、昭和45年頃からニホンジカの農林業被害が目立つようになり、今までは森林内の下層植生がほぼ消滅し、土砂の流失・崩壊や車両への衝突事故など、その影響は多岐に及び、対馬市民の生活に大きな影響を与えております。捕獲従事者の努力により有害鳥獣対策として年1万頭を超える捕獲実績を上げた年もございますが、適正頭数まで減らすことには至っておりません。

今後、急激な人口減少が想定され、捕獲従事者の高齢化等により、これまでのような捕獲圧を維持できなくなると推察しております。対馬市としては自然生態系を回復させ、農林産物や人的被害の防止のためにニホンジカを適正頭数まで減らすことが喫緊の課題であり、使命でもあり、これまでの取組プラスアルファが必要となっております。そのプラスアルファとして硝酸塩に期待を寄せており、規制緩和及び条件撤廃等により実施したいと考えております。本日はよろしくお願いをいたします。

○糸瀬副参事兼係長 代わりまして、担当の糸瀬のほうから御説明させていただきます。

国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案ということで「令和の陶山訥庵～自然生態系に影響がない生息頭数への誘導～」と題して提案させていただきます。この提案は生類憐れみの令が発令されている中、死を覚悟してイノシシを絶滅させた陶山訥庵にならない提案するものです。

次のページはニホンジカの歴史になります。これまで対馬市ではニホンジカを県指定天

然記念物ツシマジカとして保護してきました。その結果、個体数増加の一途をたどり、農林業被害も増加して、平成16年には天然記念物の指定を解除しております。これまでツシマジカはニホンジカの固有の亜種としてきましたが、近年では固有の亜種として記載しないことが多くなってきています。個体数が増加したことは様々な要因があると思いますが、保護政策により個体数が増加してきた側面もあるため、生息頭数を適正頭数まで減らすことは長崎県及び対馬市の使命であると考えます。

令和2年度における推定個体数は4万7,883頭です。一方で、望ましいとされるニホンジカの生息頭数は対馬市全域で3,500頭と大きな乖離があります。捕獲頭数は年1万頭前後で推移しており、自然増加率を考慮すると今の捕獲手法・捕獲体制のままでは適正頭数まで誘導できないものと考えられます。また、島嶼部ということもあり、人口減少が加速度的に進んでいるのも事実です。適正頭数まで誘導していくには、これまでの捕獲手法・捕獲体制プラスアルファの取組が必要であり、そのプラスアルファとして対馬市では硝酸塩に期待しているところです。

硝酸塩を活用して個体数調整を行いたいのですが、現状においては環境大臣権限の学術捕獲許可が必要になっております。この学術捕獲許可を得るためには五つの審査基準をクリアする必要がある、このうち審査基準2のハードルが非常に高く、学術捕獲許可取得が困難な状況にあります。この審査基準の2の柵等で囲まれ、管理された環境をつくるための金銭的な負担と、死亡した個体を確認・回収するために、起伏のある森林内を毎日長距離歩く体力的負担があり、この二つの条件が硝酸塩経口投与の実施の支障となっているため、条件として撤廃してもらいたいというのが今回の提案になります。

対馬市において審査基準2を満たすべく検討しました。過去に約120ヘクタールをワイヤーメッシュ等で囲い込んで一斉捕獲した場所がございます。今回はその場所で検討しております。現地調査などをした結果、ワイヤーメッシュが所々破損しており、野生動物の侵入を許す一方で人間の出入りが全くなく、森林はかえって荒廃している状況にありました。また、起伏のある森林内では一度に広範囲の視認は困難であり、死亡個体がないことを確認するために毎日長距離起伏のある土地を歩く必要がございます。このように審査基準に2を満たすことが非常に困難であるため、今回の提案に至っております。

硝酸塩は反芻胃を持つ動物にしか作用しません。対馬市においてはニホンジカ以外の野生の反芻動物は存在していません。使用方法、使用量、使用場所を制限することで安全に履行することが可能と考えます。また、ニホンジカにとってもストレスなく捕獲できる手法であり、理想的な捕獲手法ではないかと考えます。人間の生活圏において見回りを徹底し、死亡個体の回収に努めることとしております。

対馬市として望むことはニホンジカを適正頭数へ誘導することと、自然生態系を回復させることにあります。硝酸塩の経口投与はニホンジカの生息頭数を減らすためのあくまでツールであり、ゴールではありません。現在、下層植生が衰退して直接的・間接的影響は多岐に及んでおります。対馬市が抱える問題の多くがニホンジカに帰結するため、まずは

ニホンジカを減らす必要がございます。ニホンジカを減らすツールとして、規制緩和条件撤廃により硝酸塩経口投与を実施させてほしいというのが今回の提案の趣旨になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、環境省から御説明をお願いいたします。

○宇賀神室長 御紹介いただきました環境省の自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長の宇賀神と担当の根上補佐が参っております。

まず、対馬市におかれましては、冒頭御説明あったように年間1万頭のシカの駆除をされているということにつきましては、鳥獣保護管理を担当している部局としては感謝申し上げます。

また、対馬市内には実は出先機関が島内に2か所ございまして、私の室にも経験者がおります。大変お世話になっております。引き続きよろしくお願いいたします。

では、我々環境省から資料を簡単に御説明したいと思います。

1 ページ、野生鳥獣の捕獲ということで、既に前提条件になってございますけれども、日本国内の野生鳥獣につきましては捕獲は原則禁止、ただし、都道府県の許可を取って獲っていただくということでございます。今回の硝酸塩につきましては、その中でも特別な許可ということで危険猟法、知見を有する中で特別な許可が必要ということで、この権限は環境大臣になってございます。

そういった中でやっていただくということにつきましては、2 ページに○が三つございます。硝酸塩につきましては注目されているシカ等の捕獲方法ではあるのですが、現段階では人畜、あるいはほかの生物への影響の安全性が担保されていないということで、平成30年に局長通知で硝酸塩を用いた猟法につきましては危険猟法として把握するという事を明確化した上で、先ほど御指摘いただいた審査基準を設けているところでございます。

3 ページに具体的なところがございまして、1～5までございまして、こういったことを審査基準にしながら、例えば対馬市がこれに沿っていただいて手続をしていたければ許可できるということでございますが、一部御支障があると承知しております。

4 ページ、環境省の現時点での見解を申し上げますと、ここに四つございます。読み上げますと、本審査基準を設けて以来、審査基準を踏まえた学術研究は実施されていない状況ということでございます。また、対馬市は特別な閉鎖環境ということで御説明があったと思いますが、島内に影響を受ける可能性のあるツシマヤマネコ、これは環境省でも保全対象として長崎県と一緒にあって対応している貴重な獣類でございまして、こういったものを始め、多くの鳥獣が生息、あるいは人や家畜、そういったものへの影響が明らかになっていないという認識でございます。

また、シカの致死量につきましては、例えば50キロのシカを殺すのに40グラムの硝酸塩を摂取しなくてはいけないこと、また実際にその量を摂取しても、呼吸系の支障があつて

死亡するということですので、死ぬまでに時間がかかる、要は回収することがなかなか難しいという課題があると認識しております。

結論ですけれども、我々としましては現行の審査基準に沿っていただきながら、知見が足りない部分をそういった学術研究、限られたエリアにおいて小規模な調査研究から知見を積み上げていただいてスケールアップすることが妥当ではないかと考えてございます。

御説明がなかったかもしれませんが、前例として環境省でも奄美大島、直近にマングースの根絶宣言を出させていただいたと思いますが、その防除の一環で毒餌を使ったという事実がございます。これも今の基準に基づいて許可を出してやったのですけれども、そこにつきまして一応プロセスを申し上げますと、調査研究を9年間ぐらいやらせていただいて、研究者の研究を受け入れながら、あるいは計画を作りながら、専門家に意見を聞きながらやったという経緯がございます。

あと、地域住民、そういった方への御理解をいただきながら、カメラでモニタリングをしながら、あるいは調査後も土壌の残留性を確認するとか、そういった慎重を期してやっていたということでございます。エリアとしてもかなり限定的にやったということでございますので、今回対象とする対馬市につきましては市域全域、島の中を対象とされるということでございますので、これは確実なものを出していただきながらスケールを広げるのが妥当ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○中川座長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、堀真奈美委員、お願いします。

○堀(真)委員　既にニホンジカが増えていることはマスコミ等でも報道されていますし、この問題は対馬だけではなくて、日本全国の問題でもあると思います。日本全国で生態系や農林水産業、また、地域住民の生活にまで被害をもたらしていると思いますし、対馬だけの問題ではないように感じます。特に地震や震災等の多い日本では土砂崩れの影響も大きいですし、ハンターの減少であるとか高齢化、人口減少で深刻化する非常に重大な問題だと思っています。

そういうことから考えましても、対馬市の御提案というのは地方の悲鳴のように受け取っております。一方で、環境省の説明のように毒薬指定されているものを審査基準に沿っていない形で学術研究を実施するのが難しいということも理解はできます。

そこで、環境省への質問でもあります。先ほどマングースの他県の事例の説明がありましたが、対馬全域でなかったとしても、対馬市において今回の御提案のような形で国自身が環境省と一緒にどこまで国費を投じることができるかどうか分かりませんが、学術研究を行うことはできないのでしょうか。また、もし、試行として実施・効果をみて、毒薬指定から外れることができれば、全国的な課題の解決の一步になる可能性もあるかと思いま

す。繰り返しになりますが、これは対馬市の問題だけではないと考えますので、環境省としてどのように一緒にやっていけるか、協働・連携の可能性などがありましたら教えていただければと思います。

○宇賀神室長 御指摘ありがとうございました。

環境省から御回答いたしますが、我々としてもシカの問題については対馬市同様に深刻に考えてございまして、実はシカとかイノシシ、クマもそうなのですが、事業主体である都道府県に対して交付金を毎年使っていただいて、シカ、イノシシの駆除を中心とした事業をしていただき、それを支援させていただいているところでございます。

そのメニューの中で新技術を活用した捕獲対策ということも支援の対象とさせていただきまして、これは先ほど申し上げたように対象は都道府県でございまして、対馬市そのものに支援するというのではなくて、長崎県を対象として支援させていただくことがございまして、これは是非県のほうと御相談していただきながら、その実現について御検討いただきたいというところもございまして。

また、環境省は競争的資金ということで、研究者の方々がプロジェクトを作っていて、そこに対して数年間にわたって、そのプロジェクトの資金支援をするところがございまして。全体の一部でございまして、先ほど申し上げたマングースのほうもそれを2回ほど使っていただいた経緯がございまして、そういった枠組みもあるということで、環境省は御支援させていただける用意はしております。

いただいた資料の中にも入っていたと思いますけれども、先行事例として静岡県でやられていた事例がございまして、これについても環境省は当時その研究費採択を希望していました。実際、先生方が今申し上げた競争的資金に手を挙げていただいて進めたのですが、ヒアリング等の結果、落選してしまったという経緯がございまして、その後、そういった学術的な研究がなかなか進んでないというのが実態でございまして。ですので、環境省としてはそういった手段が限られているところでございまして、是非そういった活用をしていただきたいと考えています。

以上です。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

是非長崎県とも協力して検討いただければと思いました。

○中川座長 ありがとうございます。

堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 御説明ありがとうございます。

違ったら申し訳ないですが、今の御回答を聞いてみますと、環境省としては審査基準を持って支援していくので、自治体のほうで要件を満たしてくださいと聞こえるのです。ニホンジカの捕獲というのは全国的な問題でもあり、自治体、しかも長崎県の対馬市のほうで御検討くださいというような形でお任せしていてよろしいものなのかどうかというのは少し気になりました。

また、環境省の御回答としては、現行の審査基準に沿ってニホンジカに硝酸塩を使うかどうかというのも、学術研究としてはリスクを最小限に回避して小規模な調査研究を行ってくださいと、人畜や他の生物への悪影響がないことは明らかにする必要があるというスタンスだと理解したのです。マングースの件とかも色々伺って、私自身がそれほど生態系に詳しいわけではないのですが、ニホンジカはすごく大きなもので、生息頭数に効果が出るまでの時間などの関係から、この審査基準を満たしていくのは難しいのだという声に対して、いや、審査基準に従ってくださいというのは、できないことを要求しているとも聞こえるのです。

対馬市に対しての御質問ですが、長崎県との御相談の状況、環境省との御相談の状況を踏まえて、環境省には特に何を求めていくのか。できるようにしてほしいということはそうなのですが、しかし一方で、審査基準2との関係で難しいということであれば、審査基準2の代替措置としてこういうものを求めてほしいとか、なくしてほしいことだとすると、環境省としてもなくしてもいいのか、具体的に踏み込んで要件をどうしていくとどのようにできるのかとか、課題になっている部分、既に何度もお話しいただいているのかもしれませんが、提案内容の特にクリティカルなところを教えてくださいました。

それに対して環境省に御質問ですけれども、自治体だけでは目標達成が難しい現状を支援していきますという以上の、具体的な学術研究を環境省が実施することも含めて検討してくださいという御提案もあったかと思うのですけれども、そういうことができない理由があるのかどうか教えてください。

○中川座長 対馬市、お願いします。

○糸瀬副参事兼係長 まず、対馬市から回答させていただきます。硝酸塩の経口投与の実施に当たっては2年ほど前から動き出しておりまして、そのときに、対馬市内にある環境省の出先機関のほうと相談させていただいて、まず、そちらのほうで何か条件緩和をできないかということで色々協議をさせていただいた結果、現行の基準どおりということで回答がございました。現行の基準どおりやろうということで、先ほど対馬市内のほうで検討した結果、これはかなり厳しいなと、現実的に無理ではないのかと、禁止していない、学術捕獲許可でいけるとはおっしゃっているのですけれども、事実上の禁止猟法ではないかということを痛感しました。

審査基準ができる前は静岡県のほうでたくさんそういった事例を積み上げてきておられたのですけれども、審査基準ができて以来、そういった知見の積み上げすらストップしている状況で、まずは知見の積み上げをと言われているのですけれども、それすらこの審査基準2によってできない状況かなと、何がクリティカルなポイントかと言うと、先ほど言った審査基準2が現実的には不可能ではないかと考えていまして、まずはここをどういう形かで緩和なり撤廃してもらわないと、知見の積み上げすらできないということがございまして、まずはここをどうにか緩和していただければということで今回の御提案をさせていただいている次第です。

○中川座長　ありがとうございます。

堀委員の御指摘で、環境省は小規模なものから積み上げてやれないのかというような御提案もいただいているのですが、それは事実上難しいということを対馬市は考えている。そのように解釈しているということでしょうか。

○糸瀬副参事兼係長　小規模の実施は可能だと思うのですが、実験的要素を対馬市が積み上げていかないといけないのかなというところがございます。実証化までに何年かかるのか、それが全国的な先進事例として先々有用になっていく技術だとしても、対馬市の市費を投じて小さいエリア、1ヘクタール、2ヘクタールから始めるとしても、環境への影響評価は測れないと思うのです。そうすると、ある程度の広さで測っていかなくてはいけない。その実験的要素を市費負担にて対馬市が積み上げていかないといけないのかというところが一つございます。

○堀（天）委員　よろしいでしょうか。今まさに見せていただいている5ページで、審査基準2を満たすべく検討した結果、一応広範囲で柵で囲い込んだ場所があるということなので、柵を立てていくみたいなことは大丈夫なのだけれども、つまり審査基準2の一定の場所みたいなものはあるという前提で受け取ったのですが、柵の撤去や、一定の距離を歩いて個体確認することができない、ドローンでやったらいいのではないかというのも使用できないとなっていて、つまり人的に確認していくことになるすると、あるいは柵の撤去も含めると、相当費用がかかるというような御検討結果なのでしょうか。

つまり、審査基準2を全く外してしまうと広範囲すぎて、これもできるみたいなことになってしまうと、環境省としても不安なのかなと思っていて、ある程度区切ったものでやってほしいというのは今あるエリアみたいなものを活用しながら、より効果的にかつどうしても費用がかかるところは国庫負担でとか、分かりませんが、費用の支出の問題であればだれが負担するかの問題なのかという感じもしています。いや、そうではなくて審査基準2があると実験自体ができないという話なのか。実験の費用の問題なのか、そのあたりが分かると、より環境省としても検討しやすいのかなと思った次第です。

○糸瀬副参事兼係長　120ヘクタールを囲い込んで一斉捕獲した事例なのですが、当時の事業費で3000万ほど活用しています。今は物価高もありましておそらくはもうちょっとかかるだろう。こういった事業を全域でやろうとした場合、いくらかかるのかという試算もしておりまして、それが355億ほどかかる。1か所で3000万、120ヘクタール、これは殲滅の可能性を検討したのですが、結局その3000万を投じて、結果として殲滅できていない状況でございまして、その後、また風倒木とか台風の影響により侵入できる口ができてしまって、今も野生動物が住んでいる状況になるということで、結局柵を設置するのも経費がかかる。後々のことを考えると柵を撤去するのも経費がかかる。

加えて歩くというのが、死亡個体を全て確認できる環境下ということで、死亡個体がないという確認をしないとけない。すると、しらみ潰しに歩くしかないということになってきてしまいまして、結果として、ないというのを証明するのがまた難しいところもあり

ますし、どれだけ歩けば、どれだけ経費をかけて見回りをすればいいと言えるのかというところもございます。それは人的な体力的な問題もあるし、金銭的な労務費の問題もあります。加えて環境影響評価をなささいということで環境省の出先機関と協議をしたときに、そういった指示というか、してくださいということがありました。

環境影響評価をできる広さはどのくらいということなのですけども、結局狭い範囲なら多分可能だと思うのですが、広い範囲になると今度はそのほかの影響を排除できない部分がございます、もちろん肥料とかで使われている自然界に広く存在する物質なので、このペレット入りの硝酸塩の餌に起因するものだとすることを広域に影響評価できないことがございます。そういった意味合いで、過去に検討したときには、これは金銭的にもそうですし、スキーム的にもそうですし、環境省が求める基準のハードルの高さからしても現実的に厳しいのではないかなということで、今回こういった提案をさせていただいています。

○中川座長 堀委員、ひとまずよろしいですか。

○堀（天）委員 大丈夫です。むしろ環境省の御意見もお伺いしたいと思います。

○中川座長 環境省、お願いします。

○宇賀神室長 環境省でどこまでできるかというところは先ほど申し上げたところで、これはなかなか言いづらいところがございますけれども、鳥獣保護管理の実施主体は都道府県自治事務となつてございますので、我々は制度とか、先ほど申し上げた交付金の支援をするというところと、別の部局になりますけれども、競争的資金といったところで支援しながら実施していただくということでございます。

また、今回の審査基準はまさに法令の部分でございますので、我々としては硝酸塩の事例が出てきたときに、責任を持ってこういった基準の中でやっていただきたいというところで、ある意味でこれをクリアしていただくという前提の中で、その後の知見が広がればエリアを広げて一般的な手法としての禁止猟法の中でやっていただくというところも見据えて設定しておりますので、知見がない中でスケールアップするというのは、我々としてはなかなか難しいところがございますので、ここについては御理解いただきながら進めていただくというところでございます。

以上です。

○堀（天）委員 とはいえ、自治体任せになってしまうと、そのままストップしてしまっている現状があるので、例えば県同士の連携をしていただきながら、一方の地域の研究を他方の地域に及ぼしていったり、元々どうしてそういう審査基準2があるのかということとをさかのぼって考えれば、代替措置としてはこのような内容というものを考えられるのではないかと、何か積極的に音頭を取っていただいて環境省の指導の下で知見を集めるような会議体を作っていただくとか、そういうことはできないものなのでしょうか。自治体の責任でという範疇を超えてしまっているかもしれないという感じがしております。

○宇賀神室長 環境省からお答えします。我々の現状の手段としては、先ほど申し上げた

交付金の中でそういったメニューを作って御支援しながら新しい技術開発をしていただいて、それが他県にもつながるような形で進めていくというところの手段を持っているところでございます。今、委員に仰っていただいたような環境省が音頭を取ってという部分は当然できる範囲がございますけれども、なかなか直轄・直営でやるというところの枠組みがないものですから、現状の中では先ほど申し上げた部分の範囲でやるということで考えてございます。消極的ということではないのですけれども、手段が限られていますので、そこが現状というところでございます。

○中川座長 堀委員の問題意識に沿うような形で御質問させていただきたいのですが、今回の基準2を機械的に適用すると、多分環境影響評価とかでもものすごい時間がかかって地方公共団体の負担がものすごく高くなるので対馬市としてはとてもできない。350億とか、そのような費用負担をしてまでというのは、多分長崎県の交付金なども御提案いただいているのですが、とてもではないが前に進めないというような意見表明があると思います。

その場合、例えばこの基準2を本当に機械的に適用しなければならないのかというのは、環境省の有権解釈権の中で、色々測地的に対馬市に適用を考えていただける部分はないのかとか、あるいは交付金でやれといっても対馬市のほうでは非常に大きな額がかかることが分かっている、交付金の範囲でできるとは、それが現実的な対応だとあまり思えないというような回答が出てきているわけです。それだととてもではないけれども、地方公共団体の自治事務だからといって、人口減少に悩む地方公共団体でとても知見の蓄積をするというような能力がない中、国土がすごく荒れていくようなことを放置するということ、放置しても構わないというような御回答のようにも私は受け取れるのです。

環境省のほうで対馬市の今の状況に寄り添うような形で基準2のもう少し柔軟な解釈ですとか、あるいは環境省のほうで研究場などを持っていच्छやるのであれば、そういうところにコミットをするとか、もう少し前向きなコミットというのは考えられないものなのでしょうか。

○宇賀神室長 我々としては地域の御心配をどうにか国としてできる範囲でしっかり対応したいというところがございますので、我々がどうでもいいか思っているというのは全く違うことでございます。

具体的に2番について、一つは今対馬市に御検討いただいているようなエリアについて、どこまで柵で囲まれた範囲にするとか、そういった具体的な面積の基準を持っていますので、そういったところは調整できる範囲なのかなというのは考えております。逆に、そういった無理なものとして捉えるのではなくて、できる範囲としてほかの要件も含めて設定していただいた中で御提案いただければ、その範囲でできるという可能性はあるのかなと考えております。

また、ほかの研究機関に働きかけてというのは可能かなと思いますけれども、そういった案件も実は最近のクマも含めまして、色々な案件で、色々な場所で、まさに同じような地域の御主張がありますので、そういったところを含めまして、しっかりお約束するとい

うところはないのですけれども、全く消極的ではないというところだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、環境省のほうから最後にお話がありました。一挙に今回の硝酸塩について基準2を撤廃するようなことはなかなか難しいのだけれども、基準2の有権解釈とか、そういったようなものについては対馬市と御相談をしていきながら、条件が厳しすぎて、あるいはお金がかかりすぎて何も知見が得られないというのは最悪のことだと思いますので、自治事務で対馬市のほうがまずは前面に立っていただくという建前であれば、対馬市が可能な範囲で知見が積み重ねられるような工夫を、是非環境省のほうで対馬市と連携しながら、長崎県とも連携しながら、そういったような取組をお進めいただきたいと思います。

そのような形で、基本的にニホンジカで国土が荒れるとか、農業に対する被害があるというのは全国的な問題ですので、そのモデルケースとするということも含めて、是非環境省の積極的なコミットをしていただきたく、地元自治体との連携を進めていただきたいと思います。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 途中から参加させていただきましたため、終盤の議論だけをお伺いしておりました。しかし、これは自治体だけでできる問題ではないことを、先生方の議論や対馬市、環境省との議論を聞いていて改めて感じました。

そういう意味では、一方で対馬市のほうの協力も必要ではある部分もあって、今後、建設的に進めていくに当たっては、環境省と対馬市は実現可能なゴール、その調査方法などについて、合意できることが極めて大事ではないかと思っております。そういったところは、また改めてワーキングで御報告をいただけるようお願いできればと思いましたがいかがでしょうか。これは私のほうから問いかけというか、コメントということになります。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

是非対馬市と環境省のほうでお話をしていただいて、落合委員がおっしゃったように、ワーキングでまたそれをフォローするような体制を整えていただきたいと思います。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませでしたら、これをもちまして国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、ありがとうございました。